

個人情報保護規程

沿革 規程第 17 号 平成 24 年 11 月 19 日 制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人建設業振興基金（以下「本財団」という。）が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、適正な保護を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人データ

個人情報データベース等（特定の個人情報を、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は一定の規則により整理・分類し、容易に検索できるよう目次・索引等を付したものを）を構成する個人情報をいう。

(3) 本人

当該個人情報によって識別される、又は識別されうる、生存する特定の個人をいう。

(4) 役職員等

本財団に所属するすべての役員、職員、嘱託、臨時職員及び派遣職員（以下「役職員等」という。）をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、その資格を喪失した後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 各種委員会委員等本財団の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本財団の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第2章 組織及び体制

(個人情報管理責任者)

第4条 総務部長は、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）として、個人情報の保護に関し、関連規程等の整備、安全対策の実施、教育訓練等の必要な措置を講じ、その実践を徹底させる責任を負うものとする。

(個人情報取扱責任者)

第5条 各部署の長は、個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）として、各部署が取得・利用・管理する個人情報に関し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督及び教育するものとする。

第3章 個人情報の取得

(取得する際の原則)

第6条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとし、利用目的を明確に定め、その目的達成のために必要な範囲において行うものとする。

(取得する場合の措置)

第7条 本人から直接に、書面（電子的方式、磁気的方式等で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）により個人情報を取得する場合にあつては、あらかじめ、その利用目的を本人に対し、書面により通知又は公表するものとする。

2 前項以外の方法によって個人情報を取得する場合（第三者から個人情報の取扱いを委託される場合を除く。）は、その利用目的について、あらかじめ公表している場合を除き、速やかに、本人に通知、又は公表するものとする。

3 次の各号に掲げる場合にあつては、前2項は適用しない。

- (1) 第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本財団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人情報の利用

(利用原則)

第8条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、業務上必要な限りにおいて利用

するものとする。

(第三者への提供)

第9条 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者（本財団が、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合の受託者を除く。）に提供することはできないものとする。

(利用目的の合理的変更)

第10条 取得した個人情報の利用目的について、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内において変更する場合は、これを、本人に通知又は公表するものとする。ただし、第7条第3項各号に掲げる場合にあっては、この限りではない。

(利用目的の範囲外変更及び第三者への提供)

第11条 前条の範囲を超えて利用目的を変更する場合、並びに、本人の同意を得た範囲を超えて第三者に当該個人情報を提供する場合は、あらかじめ、本人の同意を得て行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合のうち、管理責任者の許可を得た場合にあっては、この限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第5章 個人データの管理

(安全管理対策)

第12条 取扱責任者は、各部署が所管する個人データの不正利用（不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩など）に関する危険に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

2 個人データを複製または移送・送信する場合は、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、これを行うものとする。

(取扱いの委託)

第13条 個人データの取扱いを外部に委託する場合は、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人が事前に承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

(消去・廃棄の手続き)

第14条 個人データの消去及び廃棄は、取扱責任者から権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な措置を講じた上で行うものとする。

第6章 個人の権利の保護

(利用目的等の公表等)

第15条 本財団が保有する個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、当該本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 個人情報の利用目的
- (2) 本人が有する権利、及び当該権利を行使する場合の手続き
- (3) 苦情等の相談窓口の連絡先

(開示・訂正等)

第16条 本人から、本財団が保有する自己の個人データについて開示を求められた場合、原則として、合理的な期間内にこれに応じるものとし、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を請求された場合についても同様とする。

2 前項及び次条の手続きは、書面により行うものとする。

(利用停止等)

第17条 本人から、本財団が保有する自己の個人データについて、次の各号に掲げる理由により当該各号に掲げる利用の停止等を請求された場合にあつては、原則として、これに応じた措置（全部又は一部を措置しない場合を含む。）を行うものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用しているとする理由：利用の停止又は消去
- (2) 不正な方法によって取得されたとする理由：利用の停止又は消去
- (3) あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供したとする理由：第三者への提供の

停止

第7章 その他

(苦情処理・報告義務等)

第18条 個人情報の取扱いに関し、前条の請求又は苦情を受けた場合及び個人情報の保護に関し、法令及び規程等に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した場合は、遅滞なく、その旨を取扱責任者（取扱責任者に報告できない事由がある場合は、管理責任者）に報告するものとする。

2 取扱責任者は、前項による報告を受けた場合、速やかに、報告内容について調査を行い、管理責任者に報告するものとする。

3 管理責任者は、前2項による報告を受けた場合、関係部門の取扱責任者に対し、適切な措置を行うための指示をすると共に、法令及び規程等に違反する事実が判明した場合には、理事長に報告するものとする。

(懲戒)

第19条 個人情報の取扱いに関し、法令及び規程等に違反した者に対する懲戒処分、損害賠償は、役員（監事を除く。）については理事会が決定し、職員については就業規則の定めに基づき、理事長がこれを行う。

附 則

1. この規程は、平成24年11月19日から施行する。
2. 財団法人建設業振興基金個人情報保護規程（平成17年4月18日制定）は、平成24年11月19日をもって廃止する。